

「官民物流標準化懇談会 モーダルシフト推進・標準化分科会」
開催要領（案）

（名称）

第1条 本会は、「官民物流標準化懇談会 モーダルシフト推進・標準化分科会」（以下「分科会」という。）と称する。

（目的）

第2条 我が国の物流は、人手不足や労働生産性の低さといった課題に対応するための働き方改革の推進や、カーボンニュートラルへの対応が迫られているほか、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が令和6年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」にも直面している。このような中、令和5年6月2日に取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」においては、物流の効率化に取り組む上で、「モーダルシフト等を含む脱炭素化を進めることが必要であり、また、それらの基礎となる物流の標準化が不可欠である」とされているところである。本分科会は、同パッケージの取りまとめを受けて、モーダルシフトの推進及びコンテナ等の導入促進について重点的に議論・検討するために設置・開催するものである。

（構成）

第3条 分科会には座長を1名置く。
2 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。

（会議）

第4条 座長は、分科会の議事を整理し、会務を処理し、分科会を代表する。
2 座長は、必要があると認めるときは、分科会の構成員以外の者に対し、分科会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
3 構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。

（議事の公開）

第5条 分科会は原則として非公開とする。
2 分科会で使用した資料については、原則として、公開する。また、議事については、要旨を作成し各構成員の了解を得た上でこれを公開する。ただし、次の場合は除く。
(1) 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害す

るおそれがある場合。

- (2) その他、資料または要旨の全部または一部について、非公開とすることが必要と座長が認めた場合。

(事務局)

第6条 分科会の運営に関する事務は、日本物流団体連合会、日本ロジスティクスシステム協会、国土交通省総合政策局物流政策課において共同で処理する。

(その他)

第7条 本要領に定めるもののほか、分科会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

本要領は令和5年7月26日から施行する。